

清掃作業内容表

()内場所は主な清掃箇所

作業 A (玄関ホール、通路・階段、体育館など)	1. 床掃き、拭き清掃を行なう。状況に応じ、洗剤を用いる。 2. 灰皿・紙屑入れ等の内容物の処理をする。 3. ガム及び付着物を取り除く。
作業 B (便所・化粧室)	1. 床掃き、拭き清掃をし、汚れに応じて洗剤清掃を行なう。 2. 汚物入れの内容物を処理する。 3. 衛生陶器類を清掃し汚れに応じて洗剤清掃を行なう。 4. 紙屑入れの内容物を処理する。 5. 洗面台を清掃し汚れに応じて洗剤清掃を行なう。 6. 鏡を拭き、乾拭き仕上げを行なう。 7. トイレットペーパー、石鹸液等を点検・補充する。
作業 C (主に床材カーペット使用施設)	1. 電気掃除機等で塵・埃・ガム等の付着物を除去する。また、随時汚れを点検し適切な措置をとる。 2. 机・椅子・手すり・ノブ等の水拭きを行なう。
作業 D (主に床材ビニールシート使用施設)	1. 床掃き後、水拭きを行なう。また、随時汚れを点検し適切な措置をとる。 2. 机・椅子・カウンター・手すり・ノブ等の水拭きを行なう。 3. 湯沸室については、茶がらを処理し、容器の清掃及び流し台と給湯器の周辺の清掃も行なう。
作業 E (主に和室)	1. 畳は、ほうき掃き又は電気掃除機で清掃を行なう。 2. その他は拭き清掃を行なう。
作業 F (モルタル床他)	1. 床掃き・拭き清掃を行なう。
作業 G (冷水器)	1. 冷水器は毎朝、水の入替え・受皿等の清掃を行なう。
作業 H (定期清掃)	1. 除塵した床面を洗剤とモップ又はフロアマシン等の機械で洗浄し、乾燥後適正ワックスを塗布して仕上げる。 2. 必要に応じて（年に最低1回は行なう）剥離剤等で床面を洗浄し、乾燥後適正ワックスを塗布して被膜再生後仕上げを行なう。
作業 I (定期清掃)	1. 電気掃除機により除塵した後、更に適正な薬品を使用してガム等の付着物やしみ等を清掃する。 2. カーペット全面を適正洗剤を用いて洗浄する。
作業 J (定期清掃)	1. 適正洗剤にて両面を拭き仕上げを行なう。 (横山南は、南面がUVシート貼りなのでゴムヘラ等使用禁止)
作業 K (定期清掃)	1. 床面を適正洗剤にて洗浄仕上げを行なう。 2. 滑り止め効果のある適正ワックスにより仕上げを行なう。

作業 L (害虫防除)	1. 館内全体を煙霧消毒し、水周り及び畳部屋は噴霧消毒をする（除く体育室）。
作業 M (換気扇類)	1. 埃を除去し、適正洗剤を用いて清掃を行なう。
作業 N (冷水器)	1. 冷水器内の残留塩素数値の測定を行なう。
作業 O (害虫等生息調査)	6ヵ月に1回（調査期間は90日以上）、衛生害虫の生息調査を実施し、報告書を提出する。生息があった場合はその都度速やかに委託者に報告し指示を受けること。
その他	各作業箇所にある備品等の塵、埃の除去を必要に応じて行う。 作業 H、I、K（作業 H、I は少なくとも年 1 回）については業務員と打合せ、人力（脚立等含）で可能な床以外の部分について塵、埃の除去を行う。 上記は共通作業内容であり、明記していない事項は、委託者・受託者間で協議して定める。

※ 作業内容の詳細場所は各センター「清掃業務委託部屋別総括表」のとおりとする。

※ 体育室のほか、多目的室等床にフローリング材を使用している部屋には、滑り止め効果のあるワックスを使用すること。また使用するワックスについて当該市民センターの主任業務員と打ち合わせる。

【体育室以外のワックス塗布箇所】

- ・大和田市民センター 体育室控室
- ・石川市民センター 体育室通路、多目的室 1、2
- ・台町市民センター 多目的室
- ・横山南市民センター 体育室ロビー・多目的室
- ・子安市民センター 器具庫
- ・恩方市民センター 会議室 1・2・3
- ・加住市民センター 体育室ロビー・多目的室

※ 作業 J・L・M は年 1 回とし、作業 K・N は年 2 回とする。

※ 恩方・横山南市民センターの調理室用オイルトラップの簡易清掃を年 2 回行う。

※ 給湯室及び天井換気口等は、作業その他とし、適時清掃すること。

※ 定期清掃時に屋上・バルコニー等のルーフドレン周りの状態を点検し、詰りの原因となる枯葉等がある場合は簡易清掃（枯葉除去等）を行う。また、その状態については作業終了後、報告書等で報告する。（ただし、屋上階への昇り降りが困難な場合は除く）